

1. 議 事 日 程（4日目）

（令和6年那智勝浦町議会第3回定例会）

令和6年9月17日

9時30分 開 議

於 議 場

日程第1	議案第55号	那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	140
日程第2	議案第56号	令和6年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）……………	141
日程第3	議案第57号	令和6年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予 算（第2号）……………	156
日程第4	議案第58号	令和6年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算 （第1号）……………	158
日程第5	議案第59号	町道の路線変更について……………	159
日程第6	議案第60号	教育委員会委員の任命について……………	160
日程第7	議案第61号	教育委員会委員の任命について……………	160

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1 番	引 地 稔 治	2 番	吾 妻 正 崇
3 番	城 本 和 男	4 番	曾 根 和 仁
5 番	藤 社 和 美	6 番	西 太 吉
7 番	加 藤 康 高	8 番	東 信 介
9 番	松 本 和 彦	10 番	津 本 ・ 光
11 番	勝 山 則 子		

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町 長	堀 順一郎	副 町 長	瀧 本 雄 之
教 育 長	岡 田 秀 洋	総 務 課 長	田 中 逸 雄
税 務 課 長	増 田 晋	住 民 課 長	太 田 貴 郎
福 祉 課 長	仲 紀 彦	こども未来課長	竹 原 大 二
観光企画課長	畑 下 貴 幸	農林水産課長	村 井 弘 和
建 設 課 長	井 道 則 也	会計管理者職務代理者	塩 崎 圭 祐
参事（消防長）	湯 川 辰 也	教 育 次 長	中 村 崇
水 道 課 長	楠 本 定	病院事務長	寺 本 斉 弘

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事 務 局 長	寺 本 尚 史
事務局主任	上 仲 映 豪
事務局主査	北 郡 克 至

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

9時30分 開議

〔4番曾根和仁議長席に着く〕

○議長（曾根和仁君） おはようございます。

ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 議案第55号 那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第1、議案第55号那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） おはようございます。

議案第55号那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年12月2日付で施行されることに伴い、被保険者証が廃止されることから、被保険者証の返還に関する規定の整理を行うものです。

なお、令和6年12月2日以降、被保険者証の発行はできなくなりますが、現在発行している被保険者証については、有効期限まで使用することができます。その後はマイナ保険証を使用していただくことになりますが、マイナナンバーカードを持っていない方、マイナナンバーカードを持っているが健康保険証の利用登録を行っていない方については、被保険者証の代わりになる資格確認書を送付させていただきますので、マイナ保険証を持っている方、持っていない方、どちらも医療機関を受診していただくことは可能です。

次のページをお願いします。

那智勝浦町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第16条中「第9項」を「第5項」に改めについては、法律の改正に伴う項ずれを整理するものです。

「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削るについては、法律の改正により被保険者証の発行がなくなりますので、被保険者証の返還に関する条文を削除するものです。

附則です。施行期日は令和6年12月2日、第2条で経過措置を定めています。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第55号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結しておりますので、採決のみ行います。

採決は起立によって行います。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（曾根和仁君） 起立多数です。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第56号 令和6年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）

○議長（曾根和仁君） 日程第2、議案第56号令和6年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第56号令和6年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,733万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億1,069万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款11地方交付税から款22町債まで、歳入合計で補正前の額109億9,336万5,000円に補正額1億1,733万円を追加し、計で111億1,069万5,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費から次のページの款10災害復旧費までの補正で、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

5 ページをお願いいたします。

第 2 表、債務負担行為補正でございます。

新たに戸籍システム機器更新業務委託について、令和 7 年度までの期間において、549 万 9,000 円を限度額とする債務負担行為を設定するものでございます。

6 ページをお願いいたします。

第 3 表、地方債補正でございます。

起債の目的欄、緊急自然災害防止対策事業と過疎対策事業の補正で、補正前の限度額計 14 億 4,698 万 7,000 円に 3,950 万円を増額し、補正後の限度額を 14 億 8,648 万 7,000 円とするものでございます。

7 ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の 8 ページの歳出について、それぞれ 1 億 1,733 万円の増額をお願いしてございます。

8 ページの歳出の補正額の財源内訳でございますが、国庫支出金 3,850 万 6,000 円の増額、地方債 3,950 万円の増額、その他 10 万円の増額、一般財源は 3,922 万 4,000 円の増額となっております。

9 ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

総務課の関係について御説明いたします。

款 11 地方交付税、目 1 地方交付税、補正額は 3,922 万 4,000 円の増額で、計で 36 億 2,095 万 3,000 円とするものでございます。

10 ページをお願いいたします。

款 15 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 6 消防費国庫補助金、補正額 36 万円でございます。後ほど歳出で御説明させていただきます木造住宅耐震診断事業に係る国庫補助金を受け入れるものでございます。

11 ページをお願いいたします。

款 16 県支出金、項 2 県補助金、目 6 消防費補助金、補正額 18 万円でございます。先ほどの国庫補助金と同様、木造住宅耐震診断事業に係る県補助金を受け入れるものでございます。

12 ページをお願いいたします。

款 22 町債、目 5 土木債並びに目 7 教育債で、合計 3,950 万円の増額補正をお願いしております。説明欄記載の各事業の財源として補正をお願いするものでございます。

13 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 3 財産管理費、補正額 1,386 万 6,000 円でございます。内訳として、節 12 委託料の説明欄、旧グリーンピア南紀維持管理業務委託につきましては、電気設備の精密点検委託でございます。当初予定しておりました額は 39 万 2,000 円でありましたが、

委託予定業者の廃業に伴い、委託金額が増額となったため、補正をお願いするものです。

2行目の低濃度PCB含有調査業務委託及び3行目の低濃度PCB廃棄物処分委託につきましては、観光会館の電気施設に係るものでございます。東牟婁振興局に保管されている低濃度PCB含有機器を県が今年度予算で処分する予定であることから、新宮保健所より処分時の運搬費用が案分可能である旨の提案を受け、補正予算をお願いするものです。変圧器3台をはじめ計7台の処分を予定しております。節14工事請負費につきましては、説明欄に記載の議場照明器具取替工事でございます。議場のシャンデリアを撤去し、シャンデリア分の明るさを確保できる数のLED灯を設置するものでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、お配りしております総務課関係資料をお願いいたします。

旧グリーンピア南紀にございます高圧受変電設備改修工事の負担金となります。資料にお示しした6つの施設にございます低濃度PCB含有機器の撤去及び更新を行うものでございます。本町に関係する施設は、ヘステルセンター（ホテル棟）、山サブセンター、汚水処理場、エリアセンターでございます。ヘステルセンター（ホテル棟）及びエリアセンターについては機器の撤去、その他の施設につきましては機器の更新を予定しております。なお、ヘステルセンター（ホテル棟）を除く施設については、費用を太地町と折半するものでございます。また、今回は太地町において全体事業を発注し、本町負担分を太地町に支払う予定でございます。太地町が単独で管理しております多目的ホール、テニスコートも含めた全体事業費は2,180万8,000円で、そのうち本町負担分は1,139万3,000円でございます。

恐れ入ります。議案にお戻りください。

目6電子計算費、補正額29万7,000円でございます。デジタルディバイド対策として昨年度より実施しておりますスマートフォン講習会のうち、初心者用の基本講座が本年度は総務省の実施するデジタル活用支援推進事業の対象事業から外れたため、町単独事業として実施するために補正予算をお願いするものです。

18ページをお願いします。

款8消防費、項1消防費、目5災害対策費、補正額135万2,000円でございます。内訳としまして、節10需用費は、勝浦小学校防災倉庫のシャッターが腐食により開閉に支障を来しているため修理するものと、市野々地区の防災無線子局3つのうち1つの子局で不具合が生じているため、その子局の無線制御機器の修理を行うものでございます。節12委託料につきましては、説明欄に記載の木造住宅耐震診断業務委託の増額補正をお願いするものです。8月1日現在33件の申請があり、うち5件分は前年度からの繰越予算で補うため、現年度予算分28件の申請に対して当初予算措置が20件分であったため、既に8件分予算が不足しております。今後の新規申請分も見込んで、15件分の追加の予算をお願いするものです。

21ページからは、補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明は割愛させていただきます。

総務課からの説明は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 住民課の関係について説明させていただきます。

5ページをお願いします。

第2表、債務負担行為補正、戸籍システム機器更新業務委託です。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の成立により、標準準拠システムの利用が義務づけられ、令和7年度末までの移行が求められています。標準準拠システムの利用に向けた改修等を順次行っている中で、標準化に対応するサーバー機器の更新を令和6年度中に契約し、作業を進めていく必要が出てきましたので、債務負担行為の補正をお願いするものです。なお、今回の機器の更新については、国庫補助の対象外となる見込みとなっています。

14ページをお願いします。

歳出です。

款3民生費、項1社会福祉費、目8重度心身障害児者福祉医療費の補正額20万4,000円は、令和5年度分県支出金の精算に係る返納金をお願いするものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 福祉課の関係につきまして御説明いたします。

9ページをお願いします。

歳入でございます。

下段の款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節5低所得者保険料軽減負担金6万2,000円と、11ページをお願いします、上段の款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節8低所得者保険料軽減負担金3万2,000円は、令和5年度介護保険料軽減負担金の額の確定による追加交付分を受け入れるものでございます。

10ページにお戻りください。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節6物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,800万円をお願いします。説明欄記載の給付金事業に係る全額分を受け入れるものでございます。

目2民生費国庫補助金、節7障害者総合支援事業費補助金57万2,000円は、障害福祉サービスのシステム改修業務委託に係る2分の1を受け入れるものでございます。

14ページをお願いします。

歳出をお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節22償還金、利子及び割引料12万円は、令和5年度高齢者地域福祉推進事業補助金等の額の確定による返納金でございます。節27繰出金12万6,000円は、先ほど歳入で説明いたしました令和5年度低所得者介護保険料軽減負担金の国、県の追加交付分に町負担分を合わせて、介護保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

目7障害者福祉費、節12委託料114万4,000円は、説明欄記載のシステム改修業務委託で、障

害福祉サービスの認定手続の簡素化や、同一世帯におけるサービス利用上限額の管理等についてシステム改修が必要となるため、お願いするものでございます。節22償還金、利子及び割引料6万2,000円は、令和5年度ひきこもり支援推進事業補助金の額の確定による返納金でございます。

目11物価高騰対応重点支援事業費、節18負担金、補助及び交付金2,800万円をお願いします。説明欄記載の給付金は、定額減税額を給与や確定申告で引き切れない方を対象とする定額減税調整給付金でございます。今回、追加補正をお願いするもので、当初の見込みでは2,750件、8,800万円を見込んでおりましたが、実績見込みで2,880件、1億1,600万円となり、増額をお願いするものでございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） こども未来課の関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節4母子保健衛生費補助金5万3,000円は、備考欄記載の母子保健対策強化事業を活用いたしまして、健診時に使用する乳児用体重計を購入するもので、国の補助率は2分の1でございます。次に、節8妊産婦アクセス支援事業補助金8万4,000円は、ハイリスク妊産婦の分娩時の交通費、宿泊費助成に係るもので、国の補助率は補助基本額の2分の1でございます。当初予算計上時、事業内容が不確定であったことから、国事業分の歳入予算につきましては計上してございませんでした。最終的な事業内容が示されたことに伴い、今回補正をお願いするものでございます。

11ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目2民生費補助金、節14妊産婦アクセス支援事業補助金26万9,000円の減額、次の目3衛生費補助金、節8妊産婦アクセス支援事業補助金26万9,000円の増額につきましては、当初予算計上時の科目誤りにより、科目変更させていただくものでございます。今後、このようなことがないように十分注意してまいります。

15ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、節22償還金、利子及び割引料42万6,000円は、令和5年度の地域子ども・子育て支援事業費補助金、子育てのための施設等利用給付交付金に係る国と県の負担分で、それぞれ額の確定による返納金でございます。

次に、目5低所得子育て世帯生活支援事業費、節22償還金、利子及び割引料33万4,000円は、令和5年度の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の額の確定による返納金でございます。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目6母子対策費、節17備品購入費10万8,000円は、歳入のほうで御説明させていただきました母子保健対策強化事業の補助金を活用し、4か月、10か月健診時に使用する乳児用体重計1台を経年劣化により買い換えるものでございます。

こども未来課の関係については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 農林水産課の関係について御説明申し上げます。

16ページをお願いいたします。

款5 農林水産業費、項3 水産業費、目2 水産振興費、節8 旅費15万6,000円は、一般社団法人公民連携推進機構との包括協定に伴い、紀州勝浦産生まぐろのPR活動のための東京出張旅費となります。

農林水産課からは以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

13ページをお願いします。

歳出になります。

款2 総務費、項1 総務管理費、目7 企画費で120万8,000円の補正をお願いしております。節8 旅費につきましては、ふるさと納税増収施策などを検討するに当たり、連携している一般社団法人公民連携推進機構などとの事業実施に係る東京出張分の旅費の増額をお願いするものがあります。この事業につきましては、先ほど農林水産課分の旅費の増額と関連するものになります。

観光企画課関係資料をお願いします。

今年8月5日に、一般社団法人公民連携推進機構及び法人会員企業17社と地方創生に向けた公民連携推進包括連携協定書を締結いたしました。本協定は、相互の連携と協力により、お互いの資源等活用し、当町の地域創生を推進することで、地域事業者の収益拡大、DX人材育成、ふるさと納税増収のための環境整備を図るとともに、関係人口の創出と住民サービスの向上及び地域活性化に資することを目的としているものであります。

包括連携協定に基づき、今後予定している事業としましては、有名シェフで設立されたChef of Doの会員シェフを対象とした生まぐろの試食会を都内で実施し、レストランで継続的に生まぐろを提供していただき、当町の生まぐろの認知度向上、事業者の販路拡大を図るため、事業実施などに係る東京への旅費の増額をお願いするものであります。

予算書13ページにお戻りください。

続きまして、節18負担金、補助及び交付金100万円の増額につきましては、区民会館等の修繕などの事業に対して補助を行っている地域活性化対策事業補助金ですが、今年度2地区への補助により、ほぼ当初予算を使い切ることになりましたので、今後の台風などによる修繕等に迅速に対応していくため、増額をお願いするものであります。

次に、16ページをお願いします。

款6 商工費、項1 商工費、目2 商工振興費、節18負担金、補助及び交付金の補正額314万5,000円につきましては、説明欄記載の空き店舗活用事業補助金で、当初の募集では6件申請のうち3件を採択しておりますが、観光客が回復する中、新規事業の需要が高まっていること



が想定されますので、追加募集を行うための補正をお願いするものであります。

その下、款6商工費、項2観光費、目1観光総務費、節18負担金、補助及び交付金200万円につきましては、那智勝浦観光機構を通じて補助金を交付しております合宿等応援補助金交付要綱の一部改正に伴い、補助金額が増額することが考えられるため、今後の予算状況を勘案して、不足見込額を増額補正するものです。

観光企画課関係資料、先ほどの裏面をお願いします。

スポーツ合宿誘致につきましては、南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会において、広域エリアで連携をし、取組を進めております。本町においては、合宿及び合宿を伴う大会誘致により、那智勝浦町に宿泊し、町内外の施設で合宿する団体に対して、がんばれ合宿等応援補助金を交付してございますが、合宿誘致を強化していくため、合宿の対象、交付要件や補助金額等について見直し、要綱改正を行ったところです。改正内容としましては、合宿等を実施する団体につきまして、小・中学校児童、高校生や大学生で構成された団体が対象でございましたが、社会人で構成される団体を追加しております。その他交付要件及び補助金交付額の変更を行っております。今回の要綱改正に伴いまして、今後の予約状況を勘案し、不足見込額分について増額をお願いするものであります。

観光企画課の関係は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） 建設課の関係につきまして御説明いたします。

17ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費、補正額1,100万円の増額をお願いするものでございます。説明欄記載、町道の小規模な側溝修繕や舗装等の補修費用でございます。

目2道路新設改良費、補正額4,030万円の増額をお願いするものでございます。説明欄記載、天満湯川線災害防除工事につきましては、今年度当初予算で御可決いただいておりますが、入札後の現地調査の結果、取り合わせ部において、のり面の風化が著しい箇所があり、吹付工の面積が増加するため、追加の費用をお願いするものでございます。神角入船小阪線側溝改修工事300万円につきましては、北浜交差点を勝浦小学校方面へ約100メートルの箇所で、側溝の老朽化が著しく、コンクリート蓋にもひび割れがあり、通行者等に危険性があるため、お願いするものでございます。狗子ノ川線道路災害防除工事3,630万円につきましては、国道42号、狗子ノ川交差点を左に入り、狗子ノ川集落に向かって約350メートルの箇所で、令和4年度において、のり面の吹きつけ工事を行っておりますが、降雨等によって落石が発生しており、道路利用者に危険が及ばないよう、落石防止網を設置するものでございます。配付させていただいております議案第56号那智勝浦町一般会計予算建設課資料を御覧ください。各工事の箇所を記載させていただいております。

予算書に戻っていただきまして、項3河川費、目1河川維持費、補正額300万円につきましては、消火栓や排水路の堆積土砂撤去等、小規模な維持修繕工事に係る費用をお願いするもの

でございます。

20ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1町単独土木施設災害復旧費、補正額150万円の増額をお願いするものでございます。国庫補助の対象にならない小規模な災害や適用外となる工種の費用でございます。

建設課の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（曾根和仁君） 教育次長中村君。

○教育次長（中村 崇君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

予算書の11ページをお願いいたします。

歳入です。

款16県支出金、項2県補助金、目7教育費補助金、補正額916万3,000円につきましては、節区分9和歌山県公立学校給食費無償化事業補助金でございます。和歌山県では、令和6年10月から令和7年3月末までの間、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、給食費無償化を実施する市町村に対し、小・中学校給食の一部を助成するものです。補助率につきましては、補助対象額の2分の1となっております。

12ページをお願いいたします。

款18寄附金、項1寄附金、目4教育費寄附金、補正額10万円につきましては、節区分1図書館運営費寄附金1件を受け入れたものです。図書購入費に充当予定です。

18ページをお願いいたします。

歳出です。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、補正額39万3,000円と、19ページをお願いいたします、項3中学校費、目1学校管理費、補正額14万9,000円につきましては、ともに節区分13使用料及び賃借料で、児童・生徒の安全を守る対策として、管内小・中学校に防犯カメラ設置の借り上げを行う費用でございます。現在、管内小・中学校10校のうち、防犯カメラ未設置の学校、小学校5校、中学校2校にそれぞれ防犯カメラ三、四台ずつ配備するものです。

18ページに戻っていただきまして、項2小学校費、目2教育振興費、それから19ページをお願いいたします、項3中学校費、目3給食管理費につきましては、先ほど歳入で説明いたしました和歌山県公立学校給食費無償化事業補助金の受入れにより、財源内訳の振替を行うものです。

項4社会教育費、目4文化財保護費、補正額450万3,000円につきましては、節区分12委託料、内訳としまして、文書防虫処理業務委託246万3,000円、こちらは今年3月に寄贈を受けました懸泉堂施設に保管されていた文書等の薫蒸処理業務を委託するものです。薫蒸処理業務とは、カビ、虫を死滅させ、文書等の劣化を防ぐものです。現在使用されている薫蒸ガスが今年度末で供給停止予定となっており、残りの薫蒸ガスにつきましても営業エリアが関東圏に限られているなど、次年度以降、薫蒸の実施が難しくなることから、今回予算の補正をお願いするものです。

2行目、埋蔵文化財試掘業務委託204万円につきましては、教育委員会関係資料のほうを御覧ください。

熊野那智大社様が県指定史跡中世行幸御泊所跡、通称実方院、こちら添付資料の丸で囲っている部分になります。那智大社への参道で、現在休憩所として利用されている付近の場所になりますが、こちらでの職員寮建設を計画していることから、建設に伴って地下の指定史跡が破壊されることを防ぐために、試掘調査を実施するものです。指定文化財の保護、確認調査につきましては行政の義務であるため、費用は町負担となります。

予算書のほうにお戻りください。

目5図書館運営費86万4,000円につきましては、節区分14窓ガラス飛散防止対策工事でございます。今年1月の能登半島地震、8月の南海トラフ地震臨時情報の発表等、地震対策への関心が高まる中、町立図書館施設の窓ガラスに地震対策といたしましてガラス飛散防止フィルムの貼付けを行うものでございます。また、財源内訳欄の特定財源、その他10万円につきましては、歳入で説明いたしました寄附金1件の受入れにより、財源内訳の変更を行うものでございます。

20ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目1保健体育総務費、補正額15万6,000円につきましては、節区分7報償費でございます。体力づくり教室につきましては、予算編成時に講師確保都合により教室の開催回数の減少を見込んで作成しておりましたが、昨年度に引き続き、講師確保が可能になったことから、教室の開催増加分の講師の報償費でございます。

目2保健体育施設費、補正額224万4,000円につきましては、節区分14工事請負費、天満テニスコート照明改修工事でございます。照明器具6基のうち1基が故障したため、LED照明に交換するものでございます。なお、今回の改修により、照明器具6基全てLED化となります。財源につきましては、地方債として過疎対策事業債を充当予定です。

目3体育文化会館管理費、補正額67万3,000円につきましては、節区分1報酬から節区分4共済費まで、会計年度任用職員1名を障害者雇用をする費用でございます。教育委員会では事業所規模から2名の障害者雇用を義務づけられておりますが、現在1名不足となっており、監督官庁から指導を受けておるところでございます。今回の雇用につきましては、木戸浦グラウンドの芝生化により管理業務が増えている中、障害者雇用を1名増員することで、施設管理の充実と事業所における障害者雇用の確保の基準を満たすものであります。

教育委員会の説明は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

9番松本君。

○9番（松本和彦君） すいません。間違った解釈やったら申し訳ないんですけども。

まず、ちょっと教えてほしいんですが、17ページの狗子ノ川の道路の3,630万円なんですけども、こちら町債ってことなんですけど、先ほど説明で、残りの天満とかそのあたり金額が小さいんで、国等の交付税とかの対象、補助の対象じゃないんでってということだったんです

が、3,630万円とかのこの事業についても、後に交付税の補助金とかそういった対象にならないのかという点が1点と、あと19ページの12の委託料のところ、文書の防虫処理の件なんです、こちらガスとかが今後ないっていうふうな解釈かと思うんですが、今回カビ、虫等の防虫、そういった処理をしたら、今後はもうそれをされないのかという点と、これもうざっくりでいいんですけども、量的にどれぐらいのものがあるのかっていうのがもしすぐ分かるようでしたら教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 17ページの道路橋梁費、道路新設改良費の工事請負費のところについて御説明申し上げます。

ここで工事請負費、補正額が4,030万円ということで、その財源といたしまして地方債3,730万円を充当してございます。この地方債につきましては、起債の種類が緊急自然災害防止対策事業債ということで、充当率が100%、交付税措置が70%となつてございます。後年の元利償還金に対する交付税措置が70%ということで御理解いただければと思います。

○議長（曾根和仁君） 教育次長中村君。

○教育次長（中村 崇君） 文書等の薫蒸の委託についての御質問でございます。

こちら、基本的には一度薫蒸処理を行えば今後する予定はございません。あと、量的なものなんですけども、大まかに言いますと、文書等で470冊程度、それから額縁等で20個、あとはそれらを保管している箱等、そういった形になります。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 7番加藤君。

○7番（加藤康高君） 2つだけ教えてください。

1つは、観光の中の旅費であったり、東京に行つてという、C h e f o o D oの関係なんですけど、これ読み取ると、東京で、向こうで実施するというような形だと思うんですけど、下を見てると、今後の予定でC h e f o o D o会員による食育イベントの開催とかあるんですけども、これはあくまでも向こう、中央とか、東京でやるもので、こういうをつくった上で、いろんな新しいマグロを使った商品が出てくるのであれば、この地元、那智勝浦町にも持ってこれて、そういうのがありますって、こっちへ来てもらうという観点もあるのかなと思うので、そういう考えは今後あるのかっていうのを教えてほしいのと、あと別で、これは確認です。防犯カメラ、これは学校に、通学路やない、学校にないので学校につけるといふことなんか、そこだけ確認させてください。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） お答えします。

C h e f o o D oの取組ということで、先ほど関係資料において、都内のほうで実施するという御説明させてもらいました。御案内、御意見にもありました、今後の予定のところ、食育イベントということで予定しておりまして、こちらは勝浦のほうへシェフの方が来てい

ただいて取組を行うということで、今随時準備をしてるところです。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 教育次長中村君。

○教育次長（中村 崇君） 防犯カメラの設置の場所ということでございますけども、学校の敷地内ということになっております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 5 番藤社君。

○5 番（藤社和美君） 数点お願いします。

その防犯カメラなんですけど、今回小・中学校ということなんですけど、縦割り違うんですけど、保育園とかという話は出てないのかということが、考えになかったのかというのが1点と、埋蔵物、これは19ページの埋蔵文化財の試掘なんですけど、ちょっと私は説明で分かりにくかったんですけども、価値ある埋蔵物が埋まってるということを前提に試掘するというものでしょうか。その保存とかもこれから考えていくんですね。よろしくお願いします。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） 保育所の防犯カメラについてです。

〔5 番藤社和美君「話に出なかった」と呼ぶ〕

話。

いや、今回の補正のときってということで、あ、話はございません。よろしいですか。すみません。

○議長（曾根和仁君） 教育次長中村君。

○教育次長（中村 崇君） 埋蔵文化財の試掘業務についての御質問でございます。

こちらはもう既に県指定史跡として指定されておりまして、今回新しく寮を建設するに当たりまして、埋蔵物がどれぐらいのところまで埋まってるかというところ、そこを探る試掘作業になります。それによりましては、新しく建てる建物のくいの高さとか、そういう決めるものになりますので、あくまでも試掘ということで、そういう作業でございます。

以上です。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） 保育所の防犯カメラの設置状況につきましては、宇久井、勝浦、下里の3か所に設置してございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 5 番藤社君。

○5 番（藤社和美君） その調査の委託業者は町内でしょうか。それとも、町外の専門業者でしょうか。

○議長（曾根和仁君） 教育次長中村君。

○教育次長（中村 崇君） 発掘業務に関しましては、県文化財センター、こちらのほうに委託予定となっております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 2 番吾妻君。

○2 番（吾妻正崇君） 今回、道路の維持費とか河川の維持費とか災害復旧の部分で補正が上がってるんですけど、これって今回がたまたまなのか、慢性的に維持費が不足しているのかっていうことをお聞きしたいのと、慢性的に不足してるのであれば、補正を待つことによる不具合とかっていうのは起こってないのでしょうか。

○議長（曾根和仁君） 建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） その維持費、道路維持費、また河川維持費が足りないじゃないかというお話でよろしいでしょうか。え、どうですか。

〔2 番吾妻正崇君「今回たまたま足りなくなったのか、慢性的に足りてないか、どちらかっていう質問なんですけど」と呼ぶ〕

慢性的っていうものではないんですけど、半年たって、どうしてもたくさんいろんなところ、改修場所が出てきますんで、予算のある、できる限り改修とか、小規模なもの、修繕を行っているというところで、1 年というのはちょっと難しいかもしれないんですけども、この予算、状況を見て、追加の予算いただいてるというのが通年というか、行わせてもらってるようなんですけど。現状、慢性的に足らないのかというわけではございません。何とかやりくりしてるといった、そういった状態になります。よろしいですか。

○議長（曾根和仁君） 2 番吾妻君。

○2 番（吾妻正崇君） 毎年、足りなくなって補正をお願いしてるということは、僕はちょっと足りてないんじゃないかなと思ってるんですけど。足りてないことによって、補正をお願いする、お願いするっていうか、補正が通るまでの間、工事できないわけじゃないですか。そこら辺の不具合っていうのは起こらないんですかね。僕、もうそれなら予算をある程度組んでって、補正をお願いしないような状態にできるのであれば、そちらのほうが、道路維持とか河川維持とかの観点からいうと、いいのではないかと思うんですけど。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

道路橋梁費、それから河川費などの予算についてのお尋ねでございますけども、まず当初予算でその年間分の予算を全て予算措置したほうがいいのではないかという御質問なんですけど、予算を当初予算の中で全て予算措置したとしても、それを一括して全てその年度の当初に発注できるということではなかろうかというふうに考えてございます。そういった発注のタイミング、それからあと予算編成の財源の都合ということもございまして、例年当初予算で一定額を予算措置、そしてこの 9 月議会で補正予算という形でお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 2 番吾妻君。

○2 番（吾妻正崇君） 後半部分の質問の、補正を待つことによって不具合はないかという部分で、その辺はないということでお考えってことですか。

○議長（曾根和仁君） 建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） 予算が足りないから工事がストップしてしまうとか、そういう状態には至っていません。よろしいですか。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） お尋ねいたします。

1点目は、13ページなんですけども、工事請負費、議場のこの照明器具なんですけど、お話を聞いてたんですけども、結構金額は124万5,000円と大きいなと。ここだけじゃなしに、ほかの耐震化は落下防止とか、そういうのはできてると思うんですけども、そのあたり、ここだけっていうんじゃなしに、ほかはちゃんとできてるのかどうか。

それと、この基準ですね。これは見たら危ないというのは分かるんですけども、これが落下してくるよという、もうすぐ取替えなんだ、今までこの状態であつたんですけども、それでガラスを取った、ちょっと軽量化したと思うんですけども、これ取り替えなあかんのかなという、そんな基準があるのかどうか、議会のほうですけども、お伺いします。

それと2点目、グリーンピアの高圧受電設備の負担金なんですけども、これ太地町さんとするんですけど、財源が何もないのかなということで、太地町さんは何か財源手当てしてないのかな、そのあたり調べられたのかどうか、お伺いをいたします。

3点目なんですけども、公民連携推進機構の旅費が今回計上されてますけども、この分で、これの財源、この中には国の交付金、補助金を活用してということで、これを使われるんだと思うんですけど、今は旅費だけなんですけども、この事業規模が、予算がどれぐらいになるのかどうか。それと、ちょっと私の考えが古いかもしれませんが、これ町の事業じゃなしに、観光機構の事業かな、いいのかなというふうな気もするんですけども、そのあたりと、それと加藤さんが意見でおっしゃってましたけども、これは東京のほうで事業を実施するんですが、那智勝浦町のほうで、空き店舗等の活用事業も積極的にやられてますけども、そういう面で、生まぐろの提供ということも連携して、できないのかな、そういうお考えはないのかなということで、お伺いしたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（曾根和仁君） 議会事務局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 13ページの総務費、目3財産管理費、節14工事請負費124万5,000円の議場の照明器具修繕工事でございます。

まず、この議場の安全性というのを優先に、総務課にお願いさせていただきました。6月の議会が終わった後、たまたま建築家の方が3階へ見えられたときに、この議場の照明は大丈夫でしょうかという問いをさせていただきました。それで、その建築家の方のお話ですと、やはり地震の際の揺れで一番危ないのはこのシャンデリアであるということで、その建築家の方から一つ落下防止の措置を取ったらどうかというお話をいただきました。それで、総務課、そして建設課と相談させていただいて、どの方法がええんやろうかというような御相談させていた

だいた上で、ＬＥＤの取替えというような形で決めていただいた次第でございます。議場の安全、特に議員の皆様の頭上でございます、そういったこともありまして、お返事いただいてから、先に総務課にお願いした次第でございます。よろしくお願いします。

○議長（菅根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） まず、財産管理費の工事請負費で、議場照明の取替え工事ですけども、これにつきましては、現在のこのシャンデリアでございますが、これＬＥＤ化するものでございます。耐震化とか、それを実施するものではございませんので、ＬＥＤ化への取替えということで御理解いただければと思います。

耐震化ということでございましたら、まず庁舎全てが耐震化の必要がございますけども、なかなかそこまで取り組めるところではなく、このたびはそのうちの議場の照明の変更ということにとどまったところでございます。

それとあと、グリーンピア南紀の低濃度ＰＣＢの撤去、それから一部更新の財源ということでございますけども、これにつきましては、まずその財源を検討したところ、なかったというところで、今回一般財源の取扱いとなってございます。それから、太地町さんのほうですけども、太地町さんのほうもこのような取扱いで、一般財源のほうでされるということで理解しております。

以上でございます。

○議長（菅根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） お答えいたします。

公民連携の関係で御質問いただいております。今後の事業費について、町の負担はどうなってくるのかというところで、ひとまずは今回旅費の増額をお願いしているところなんですけども、いろんな今後の予定も掲げておりますが、当面の事業費については、ふるさと納税のクラウドファンディングを今行っておりますので、そちらの費用を充てつつ、また国の補助金等、公民連携のほうで活用いただきながら、初期投資の部分については事業費がかからない状況で今進めております。今後、そちらに取り組んでいただいて、今後も取り組んでいくような必要性がある場合、もちろんいろんな財源の手だてをしていくわけですけども、その中で予算化いただきたい部分があれば、今後また提案のほうをさせていただくことになろうと思いますが、当面は事業費のかからない範囲で今準備を進めております。

今回の事業について観光機構でも取り組むべきじゃないかというような御案内いただきました。公民連携との連携に関しては、企画として、地方創生という少し幅広い事業、ふるさと納税の確保であったり、取り組んでおります。ＤＸの推進とか、そういうところで取り込んでおりまして、もちろん観光のところで連携すべきところは連携して進めていきたいと思っております。

あと、次、空き店舗の関係で、生まぐろの取組ということで、空き店舗の要綱としましては、生まぐろに絞ってるわけではないんです。ただ、結果として、比較的生まぐろの関係のお店の御相談が多いところではありますけれども。こちらの補助金については広く、お店を開い



ていただくということで、生まぐろ以外の食事も観光客にとっては必要だと感じておりますので、そこら辺はまた事業内容についても十分検討した中で採択をしていくことにしておりますけれども、規約上は今のところは生まぐろに特化したというような取組にはなっておりませんので、今後はその辺も考えていきたいと思えます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） LED化ということで、落下防止ではないというふうな話、こちらでは危ないんでということで、ちょっと話は分かりづらいんですが。

1つお聞きしたいのは、ちょっと高額なんで、経費的にできるだけ安くあげてほしいなというのと、ほかの施設で落下防止がちゃんとされているかどうか。ここだけじゃなしに、ほかのそこはどうかというのをもう一度お伺いしたいと思えます。

それと、公民連携なんですけども、ふるさと納税といえどもやっぱり公金になりますんで、この事業規模がどれぐらい、何千万円とか、大体のあたりというか、こんな事業でこれぐらいみたいな話は必要なんかなと思うんですけど、その額はどれぐらい見込んでられるかという話をちょっと聞いたかったんですね。それと、東京でやる事業が主になると思うんですけども、空き店舗の活用もしたりで、地元で展開してほしいなというのが一つの意見です。

以上、お願いします。

○議長（曾根和仁君） 局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 先ほどちょっと答弁が漏れておりました。

落下防止の対策を取るにいたしましても、この議場の場合、かなり足場を組まんといかんということでした。それで、足場を組んで落下防止対策をしてもらう費用と、そして照明を取り替える費用というのがもうそれほど変わらないということで、それやったら安全面对策をした上で照明を取り替えてもらうという方法で、建設課のほうで選んでいただいた次第でございます。

○議長（曾根和仁君） 総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） すいません。ちょっと答弁が不十分でございました。

今回のこの工事につきましては、落下防止を含めた工事でございます。ただ、耐震化ということではないので、その点だけ御理解いただければと思います。

それとあと、そのほかの施設でこういった電気等の落下防止策はできているかどうかということでございますけども、これはまだまだ公的な施設でできてないところも多々あるかと考えてございます。これらの施設につきましては今後順次進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長畑下君。

○観光企画課長（畑下貴幸君） 事業費ということで、今いろいろ計画はしておるんですけども、クラウドファンディングとしましては、そちらのほうから出る事業費として600万円程度を考えております。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 休憩します。再開10時55分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時43分 休憩

10時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

8 番東君。

○8 番（東 信介君） 19ページの文化財保護のところ埋蔵文化財の件なんですけど、実方院は県指定って書いてある。これ一般財源からなんやけど、ちょっとぐらいは県から出やんの。お願いしたことないのかな、その辺。

○議長（曾根和仁君） 教育次長中村君。

○教育次長（中村 崇君） 埋蔵文化財試掘業務委託の補助金の御質問でございますけども、一応県とも協議した中で、補助金等についてはないということで確認しております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第56号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第57号 令和6年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）

○議長（曾根和仁君） 日程第3、議案第57号令和6年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 議案第57号令和6年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

今回は、令和5年度分の医療費の精算に係る国保連合会からの返還金と県への返納金の補正をお願いするものです。

1 ページ目をお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ908万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億745万6,000円とするものです。

2 ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

歳入合計、補正前の額21億9,837万6,000円、補正額908万円、計22億745万6,000円です。

3 ページをお願いします。

歳出です。

補正前の額、補正額、計ともに歳入と同額です。

4 ページ、5 ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括です。

歳入歳出それぞれ補正額908万円の増額をお願いするもので、5 ページ、歳出の補正額の財源内訳は一般財源が908万円の増額となっています。

6 ページをお願いします。

2、歳入です。

款8 諸収入、項3 雑入、目1 雑入の補正額908万円は、診療報酬等の確定による国保連合会からの返還金の補正をお願いするものです。

7 ページをお願いします。

歳出です。

款5 諸支出金、項2 諸費、目1 国庫支出金返納金の補正額908万円は、療養給付費等に関する普通交付金の精算による県への返納金の補正をお願いするものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（曽根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第57号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第58号 令和6年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（曾根和仁君） 日程第4、議案第58号令和6年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 議案第58号について御説明いたします。

議案第58号令和6年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,844万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億161万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款7繰入金から款8繰越金の歳入合計、補正前の額19億7,317万4,000円に補正額2,844万5,000円を追加し、計20億161万9,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款3地域支援事業費から款5諸支出金の補正で、歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括は、4ページの歳入合計、5ページの歳出合計ともに同額でございます。5ページの歳出補正額の財源内訳は一般財源でございます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節4低所得者保険料軽減繰入金12万6,000円は、一般会計で受入れしました令和5年度の低所得者保険料軽減負担金の額の確定に伴う国、県の追加交付分に町の負担分を合わせて繰り入れるものでございます。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金2,831万9,000円は、前年度繰越金を受け入れるものでございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款3地域支援事業費、項3包括的支援等事業・任意事業費、目1地域包括支援センター運営費、節17備品購入費6万1,000円は、軟骨伝導イヤホン2台の購入費でございます。難聴者の意思疎通のため、福祉課窓口に設置したくお願いするもので、附属の集音器が職員の声を拾い、イヤホンを通じて相談者にはっきり声が届くものでございます。また、窓口の設置に加えて、職員の訪問用としましても配備し、住民の利便性向上に努めてまいります。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金898万8,000円は、5年度決算の確定に伴い、積み立てるものでございます。なお、積立金現在高は4億5,230万4,086円となります。

8ページをお願いします。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金18万円は、過誤納金還付金で、修正申告による還付が多くなっており、今回補正をお願いするものでございます。

項2諸費、目1国県支出金返納金1,236万4,000円と次の目2支払基金交付金返納金685万2,000円は、令和5年度介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の額の確定による返納金でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曽根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第58号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第59号 町道の路線変更について

○議長（曽根和仁君） 日程第5、議案第59号町道の路線変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長井道君。

○建設課長（井道則也君） 議案第59号町道の路線変更について。

〔議案第59号朗読〕

配付させていただいておりますA4横の関係資料を御覧ください。

地図右側の国道42号鯨浦トンネル勝浦側出入口に近接し、地図左側への大浦浄苑へとつながるラインが現在の町道大浦2号線でございます。新クリーンセンター建設に当たり、国土交通省及び和歌山県警察との協議の結果、現在の町道はトンネル出入口に近く、見通しも悪く危険なため、国道から町道への入り口をなるべく勝浦側に移動するよう求められたため、今回、延長71.58メートル、付け替え工事部分への町道路線変更をお願いするものでございます。なお、変更後の旧道路敷地とそれに接するスペースにつきましては、駐車場等に活用させていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第59号は、さらに審議を深める必要があるため、総務経済常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、議案第59号は総務経済常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第60号 教育委員会委員の任命について

日程第7 議案第61号 教育委員会委員の任命について

○議長（曾根和仁君） 日程第6、議案第60号教育委員会委員の任命について及び日程第7、議案第61号教育委員会委員の任命についてを一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中君。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第60号教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

〔議案第60号朗読〕

山口史朗氏につきましては、平成24年4月1日から教育委員会委員として務めていただいております。現在の任期は令和6年9月30日までとなっておりますが、引き続き教育委員会委員として任命いたしたくお願いするものでございます。

御同意いただければ、任期は令和6年10月1日から令和10年9月30日までの任期となります。

続きまして、議案第61号について御説明申し上げます。

〔議案第61号朗読〕

西山十海氏につきましては、令和2年10月1日から教育委員会委員として務めていただいております。現在の任期は令和6年9月30日までとなっておりますが、引き続き教育委員会委員として任命いたしたくお願いするものでございます。

御同意いただけましたら、任期は令和6年10月1日から令和10年9月30日までの任期となります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曽根和仁君） 議案第60号及び議案第61号について一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第60号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第60号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第61号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第61号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曽根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時14分 散会